

事務連絡  
令和2年5月15日

介護保険施設・事業所開設者 殿  
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課長

### 新型コロナウイルス感染拡大にかかる感染防止対策等の徹底について

日頃より、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の県内での感染状況は、県民の皆様や各事業所のご理解、ご協力によりまして、ピーク時に比べ、新たな感染者の確認数が大幅に減少したこと等から、国の方針も踏まえつつ、県民の外出自粛・企業等への休業要請の緩和を本日行ったところ です。

一方で、まだ予断を許さない状況が続くと見込まれることから、富山県及び県内の全市町村共同で、引き続き感染拡大防止を最優先としつつ、徐々に社会経済活動の維持との両立を図り、県民生活の再建と地域の再生・活性化を進めていくための共同宣言を行ったところ です。

共同宣言では、「3つの密」を徹底的に避けることなど、感染防止対策の徹底、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」等について県民の皆様呼びかけていくことに加え、社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者・入所者の方々やその家族の生活を継続する上で、欠かせないものであり、感染拡大防止対策を徹底し、必要なサービスを継続的に提供できることが重要としています。

貴施設・事業所におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)等に基づき、利用者・入所者の健康状態やその変化の有無等への留意、感染防止に向けた職員間の情報共有、職員の健康管理の徹底、やむを得ない場合を除く面会及び施設への立ち入り制限など、警戒を緩めることなく、引き続き、適切な感染防止対策を講じていただき、職員の方々等にもご周知いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改定について(令和2年5月11日付厚生労働省事務連絡)等に基づき、職員及び利用者・入所者等の方に発熱や風邪の症状等がみられる場合は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談いただきますようお願いいたします。